

令和7年度諫早市農業委員会第8回総会議事録

1 開催日時 令和7年11月28日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会 長	20番	久本純造			
会長職務代理者	19番	前田貞松			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田直志	4番 立森和富
	5番	林田芳信	6番	平野和敏	7番 増田真美子
	8番	補伽文夫	9番	森田正男	10番 中島康範
	11番	松本秀徳	12番	江崎義明	13番 野田 浩
	14番	泉野政則	15番	田淵勇二	17番 池田武弘
	18番	増山時子			

4 欠席委員 (2人) 3番 西口雪夫 16番 山開博俊

5 議 案

- 第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件
- 第6号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史 次 長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦

事務職員 俣野海喜

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和7年度諫早市農業委員会第8回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、3番西口雪夫委員、16番山開博俊委員から欠席の届出がっております。以上で報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に10番中島康範委員、11番松本秀徳委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

今月は3件の農用地利用計画変更に伴う意見徴取がございます。

全て軽微な変更によるものとして、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、多良見町佐瀬の畑2筆合計445㎡の農地について、農業用倉庫を建設するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。

申請者は多良見町において営農されておりますが、平成28年頃に申出地に農業用倉庫を建設し利用しておりました。今回追認という形での、農業用施設用地へ変更する申出となっております。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用申請をする予定となっております。

2番、森山町本村の田1筆4,705㎡のうち342.25㎡の農地について、観光農園を行うための施設を建設するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申請者は森山町において営農されておりますが、令和6年以降、申出地に観光農園を行うための施設を建設し利用しておりました。今回追認という形での、農業用施設用地へ変更する申出となっております。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請をする予定となっております。また、敷地北側の事務所、倉庫部分については、既に農業用施設用地となっております。

3番、森山町田尻の田1筆854㎡のうち48㎡の農地について、農業用倉庫を建設するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申請者は森山町において営農されておりますが、新たな農業用倉庫を整備するため、農業用施設用地へ変更する申出となっております。なお、農振法の用途変更手続完了後は農業用施設届出をする予定となっております。

議 長 議案第1号の説明がありました。1番について何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議がないようですので、1番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。

次に2番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

ご質問がないようですので、2番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議がないようですので、2番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。

次に3番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

ご質問がないようですので、3番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議がないようですので、3番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。

（議案第2号）

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、飯盛地区、飯盛町久保の農地1筆、2,687㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、2,687㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有されており家族と一緒に農作業を行います。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

2番、高来地区、高来町三部壱の農地1筆、2,447㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は16,162㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされて

います。また、農業に約9年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

3番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、1,022㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,428㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議長 議案第2号の説明がありました。1番については2番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、2番の委員の退席を求めます。

(2番委員退席)

それでは、1番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、梅を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 それでは、1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

2番委員の入場を求めます。

(2番委員入場、着席)

議長 次に2番と3番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、大根、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号)

議長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたし

ます。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、飯盛町上原の田1筆831㎡の農地を農業用施設用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農用地区域です。申請者ですが、飯盛町等において営農されておりますが、農業経営規模拡大のため、新たな農業用施設を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書と通帳で確認しています。なお、令和7年10月10日付けで農用地利用計画の軽微な変更がなされております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用施設用地に転用することについて適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、天満町の畑1筆316㎡の農地について建売住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は1区画の宅地を造成し、木造2階建ての建売住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.51m、切土を最高0.25m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する側溝から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

2番、平山町の田1筆233㎡の農地について分譲住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、1区画の分譲住宅用地を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.8m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

3番、赤崎町の田1筆527㎡の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.25m施し、土留め工事を行い土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内の集水樹から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

4番、長田町の畑1筆400㎡の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.8m、切土を最高0.9m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

5番、長田町の現況地目畑1筆194㎡の農地について建売住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は1区画の宅地を造成し、木造2階建ての建売住宅を建築するものです。土地の造成については、切土を最高0.2m施し、土留め工事を行い土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する雨水樹から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

6番、森山町下井牟田の畑2筆合計183㎡の農地について建売住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は1区画の宅地を造成し、木造2階建ての建売住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.20m施し、土留め工事を行い土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。

7番、飯盛町佐田の田2筆合計401㎡の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、切土を最高0.7m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内の集水樹から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農

地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

8番、飯盛町川下の畑2筆合計354㎡の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく現状のまま利用するため、被害の恐れはありません。雨水については、敷地内の既存の側溝から水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。

9番、小長井町小川原浦の田2筆合計465㎡の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.48m、切土を最高0.72m施し、法面保護を行い土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については残高証明書で確認しています。法定外公共物の占用については、小長井町支所産業建設課と協議済みです。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 長 次に、2番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、分譲住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 長 2番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 長 次に、3番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご

- 審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番と5番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 4番を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われま
す。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 委員 5番を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地
利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思わ
れます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画
図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われま
す。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番と8番について、飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 7番を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利
用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われま
す。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 委員 8番を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利
用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われま
す。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、9番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画
図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議
のほどよろしくをお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号)

議 長 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」についてご説明します。

1番と2番は借受人が同一の案件となります。

1番、中央地区本明町の農地7筆と、2番、中央地区本明町の農地1筆を再設定による使用貸借10年での貸付けです。

3番、小栗地区小ヶ倉町の農地2筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

4番、有喜地区天神町の農地2筆を新規設定による貸借10年での貸付けです。

5番、森山町本村の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

6番と7番は借受人が同一の案件となります。

6番、森山町本村の農地2筆と、7番、森山町本村の農地5筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

8番と9番は借受人が同一の案件となります。

8番、森山町本村の農地1筆と、9番、森山町本村の農地2筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

10番、森山町田尻の農地5筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

11番から18番は借受人が同一の案件となります。

11番、森山町田尻の農地3筆、12番、森山町田尻の農地1筆、13番、森山町田尻の農地3筆、14番、森山町田尻の農地7筆、15番、森山町田尻の農地1筆、16番、森山町田尻の農地2筆、17番、森山町田尻の農地1筆、18番、森山町田尻の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

19番、森山町田尻の農地2筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

20番、森山町田尻の農地2筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

21番と22番は借受人が同一の案件となります。

21番、森山町田尻の農地1筆と、22番、森山町田尻の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

23番、森山町田尻の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

24番から26番は借受人が同一の案件となります。

24番、飯盛町中山の農地2筆、25番、飯盛町中山の農地1筆、26番、飯盛町中山の農地1筆を新規設定による使用貸借及び賃貸借10年での貸付けです。

27番から34番は借受人が同一の案件となります。

27番、飯盛町上原の農地4筆、28番、飯盛町上原の農地7筆、29番、飯盛町上原の農地2筆、30番、飯盛町上原の農地1筆、31番、飯盛町上原の農地2筆、32番、飯盛町上原の農地1筆、33番、飯盛町上原の農地1筆、34番、飯盛町上原の農地1筆を新規設定による使用貸借及び賃貸借10年での貸付けです。

以上 第5号議案の1番から34番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。また、1番から34番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものがあります。

議 長 議案第5号の1番から34番の説明がありましたので、1番から34番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から34番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から34番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第6号)

議 長 次に、議案第6号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明します。

本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。内容につきましては、貝津第4地区で、市街化調整区域内農地等が13筆、合計13筆の内農地から農地以外への変更が13筆予定されています。農地以外への地目変更が予定されているも

のについて、いずれも許可不要案件となっておりますので、異議なしで回答したいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、第6号議案については、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、事務局が作成した議案のとおり回答することに決定いたします。

議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。中央地区から1件、小栗地区から2件、小野地区から1件、有喜地区から3件、真津山地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から2件、森山地区から1件、飯盛地区から2件、高来地区から1件、合計15件出ています。届出理由は、すべて相続により農地の所有権を取得したため、となっております。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。森山地区から2件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、合計4件の通知が出ています。解約理由としましては、中間管理事業を活用するため、売買するため、耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。1番真崎町の田1筆1, 567㎡に共同住宅を建築する届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 小船越町の畑1筆1, 219㎡を分譲宅地とする売買の届出です。

2番 小船越町の畑1筆398㎡を資材置場用地とする売買の届出です。

3番 貝津町の畑1筆670㎡を駐車場用地とする売買の届出です。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

小栗地区1件、真津山地区1件、合計2件 2筆1, 013㎡の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

- 議案第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 3件
議案第2号 農地法第3条許可 3件
議案第3号 農地法第4条許可 1件
議案第4号 農地法第5条許可 9件
議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件
34件
議案第6号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件 1件

以上、審議件数は、全部で51件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度諫早市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____